



客待ちタクシーの待機駐車等の改善に関する調査 ＜調査結果に基づく所見表示＞

「行政評価・監視」は、東北管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政全般を対象として、主に合规性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この調査は、仙台市繁華街等における客待ちタクシーの違法駐車や交通渋滞が社会問題化している状況や東北圏域の他の都市部においてもタクシーの違法駐車の解消が課題となっている状況を踏まえ、これらタクシーの違法な駐車等の改善を望む地域住民の声(行政相談)等に基づき、全国で初めて実施したものです。

- 仙台市、青森市、秋田市内の繁華街を中心に、客待ちタクシーの違法な待機駐車等の実態を実地に調査(東北管区行政評価局が企画立案し、青森・秋田行政評価事務所を動員して調査)
- 客待ちタクシーの待機駐車等問題に関する市民及び事業者の意識を把握
- 調査結果は、平成18年3月31日(金)、東北運輸局に対して所見表示

シンボルマークのコンセプト

日本の国土を示す四角い枠から勢いよく飛び出していく球体は、総務省の姿を表し、国民の目につきにくい社会基盤も支えつつ、国と地方、国と国民、国民と生活、国民と海外といった要素を情報ネットワーク化によって密接に結びつけ、これまでの活動領域にとどまらない創造性豊かな活動を表しています。

＜本件連絡先＞
総務省東北管区行政評価局
第二部第2評価監視官室

(電話)022-262-9249

概 略



調査の背景等

タクシーを取り巻く環境

- 平成14年2月の需給調整の廃止等の規制緩和後、タクシー事業者の新規参入、車両数の大幅な増加

【規制緩和後の新規参入事業者数及び車両数（東北6県：16年度末）】

- ・新規許可事業者数：198事業者
（許可事業者数合計：約2,200事業者）
- ・増加車両数：980台
（車両数合計：約18,000台）

- 景気の低迷等による需要の減少

【輸送人員・営業収入（東北6県：16年度）】

- ・輸送人員：124百万人（13年度比9%減）
- ・日車営収：21,058円（13年度比12%減）

客待ちタクシーによる交差点内駐車、二重駐車等に伴う交通渋滞が発生、社会問題化

関係機関・関係団体では、様々な対策を実施

【東北運輸局・運輸支局】

「仙台圏におけるタクシー問題対策協議会」の設置及び改善方策の検討、駐停車違反実態調査、監査及び行政処分等の実施

【各県タクシー事業者団体】

警備員や街頭指導員による街頭指導（巡視）の実施、仙台駅西口タクシープールの入構ルールの創設、利用者に対する乗車マナーの啓発活動、等

仙台市内のタクシーの駐停車違反件数（H17年度（12月末現在））

1,023件（月平均114件）
《月ベースで16年度の約2倍》

タクシーの駐停車違反件数は逆に増加

当管区局等の行政相談に依然としてタクシーの違法な待機駐車等の改善を求める声

所見表示事項

- 1 タクシー事業者における適正な運行の確保等
- 2 タクシー待機所確保に向けた取組の推進

東北管区行政評価局

所見表示

東北運輸局
平成18年3月31日

所見表示事項1 タクシー事業者における適正な運行の確保等

調査結果

客待ちタクシーの待機駐車等の実態

- 違法な待機駐車等を行っていたタクシーが**仙台市内で延べ984台**、**青森市内で延べ739台**、**秋田市内で延べ407台**

《事例1》

客待ちの車列への割り込み、二重駐車等悪質な客待ち行為等が横行(仙台4事例:広瀬通り・国分町通り交差点ほか)
 ⇒交差点内で乗車させている例、客待ちタクシーによる交通渋滞に耐えかね反対車線を逆送する車両の例などが発生

《事例2》

バス停内での客待ちにより乗客の乗降等に支障(仙台4事例:広瀬通り(東映プラザビル付近)ほか、青森2事例)
 ⇒仙台市では、バス停が客待ちタクシーで塞がれ、バス停に停車できず、利用者が路上で乗降している例が多数発生

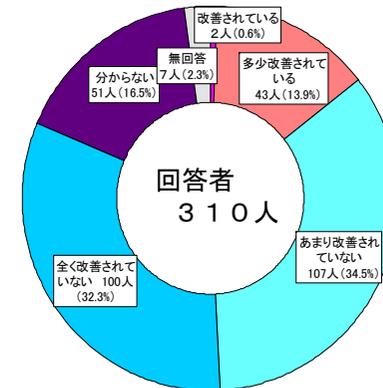
《事例3》

交差点内、横断歩道等での客待ちにより、交通渋滞等が発生(仙台4事例:定禅寺通り(第一生命ビル付近)ほか、青森2事例、秋田3事例)
 ⇒救急車の進入を一時的に妨げた例、夕方の交通量が激しい時間帯にもかかわらず、最長で46分もの間、違法駐車を行っている例あり

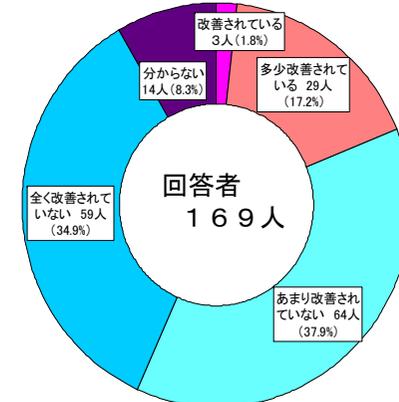
意識調査結果(市民及び事業者の声)

質問：仙台市内の繁華街等における客待ちタクシーの待機駐車等の問題について、どのように感じますか。

市民



事業者



調査結果

悪質な客待ち行為、不適正な客待ち慣行の実態

- 繁華街からの乗客を狙い、タクシー乗り場等で待機しているタクシーの車列への割り込み、二重駐車等の悪質な行為が繰り返されている(仙台3事例: 広瀬通り・国分町通り交差点、ハピナ名掛丁入口ほか)
- 正規のタクシー乗り場があるにもかかわらず、交差点付近や横断歩道の直近等で客待ちを行っている行為が慣行化しており、一般車両、歩行者の通行等を妨害している(仙台4事例: 定禅寺通り(第一生命ビル付近)、ハピナ名掛丁入口ほか)

タクシー乗り場の環境及び利用状況

- 正規のタクシー乗り場が、乗り場としてほとんど利用されていない(仙台4事例: 定禅寺通り(第一生命ビル付近)、定禅寺通り(141ビル付近)、ハピナ名掛丁入口ほか)
- 仙台市内繁華街のタクシー乗り場5か所を抽出調査した結果、利用客に対する誘導・案内表示が未設置(全5か所)、植栽、柵、放置自転車等があって利用しにくい(全5か所)等の状況

違反を繰り返す乗務員の実態

当管区局の調査で、平成17年4月以降違反を繰り返していた乗務員を確認。中には、次のような例あり

《駐停車違反を6度繰り返していた例》

- ① 同一乗務員が平成17年7月～10月の間に4回駐停車違反を犯しているにもかかわらず、当管区局の現地調査で2度違法な駐停車を行っているもの
- ② 東北運輸局の駐停車違反実態調査で2回同じ地点で駐停車違反として指導されているにもかかわらず、同一乗務員が当管区局の現地調査で4度も同じ地点で違法な駐停車を行っているもの

タクシー事業者・事業者団体の取組(推奨例)

一方において、コンビニ等と提携し待機所を確保している例等、タクシー事業者又は事業者団体自らが違法駐停車解消対策に取り組んでいるものが16事例

主な所見表示要旨(仙台市内)

- ① 改善が必要な地点を総点検し、駐停車違反実態調査及び指導を行うこと
- ② 違法駐停車の根絶を図るため、客待ちの車列への割り込み、二重駐車等悪質な客待ち行為を排除し、不適正な客待ち慣行を是正するよう指導すること
- ③ 是正指導を行ってもなお、悪質な客待ち行為や駐停車違反を繰り返す事業者に対し、なお一層厳正な指導を実施すること
- ④ 事業者自らが積極的に違法駐停車解消対策に取り組むよう指導、誘導すること

所見表示事項2 タクシー待機所確保に向けた取組の推進

現状等

タクシーの違法駐停車やそれに伴う交通渋滞の背景には、タクシーが適法に客待ち待機できるスペースが十分でないという事情も影響

- ・ 仙台市内のタクシー事業者が保有する車両数（H17年12月末現在）
約3,500台
- ・ 仙台市内のタクシー乗り場の駐車可能台数（待機スペースを含む。）
49か所、300台程度

保有車両数の1割にも達しておらず、タクシー乗り場や待機所が大幅に不足している状況

調査結果

- 当管区局の現地調査の結果、広瀬通り・国分町通り交差点付近、定禅寺通り・国分町通り交差点付近から晩翠通り交差点付近にかけて、**夜間、多数の客待ちタクシーが待機する場所**となり、片側三車線のうち、一車線又は二車線が占拠され、一般車両等の通行に支障を来している状況
- 当管区局の意識調査の結果、**タクシー乗り場や待機所の新增設を望む意見(25件)**あり

違法駐停車問題解消のための他県の例

- ① 千葉市役所駐車場を待機所として開放し、JR千葉駅前タクシープールに移動させる方式（いわゆる「ショットガン方式」）の導入
- ② 郡山市においても、市有地を開放したショットガン方式を実施
- ③ 青森市内歓楽街一帯におけるタクシーの夜間駐停車禁止の解除（20時～翌朝6時）

所見表示要旨

仙台市内におけるタクシーの違法駐停車等の問題の更なる改善を図るため、**タクシー待機所の確保についてタクシー事業者の自助努力を促す**とともに、道路管理者、県公安委員会、地元自治体等の協力を得ながら、**協調してタクシー待機所等の確保、乗り場へのスムーズな移動等についても検討し、推進していくこと。**